入　札　説　明　書

令和７年札幌市告示第3298号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告示日

令和７年８月４日（月）

２　契約担当部署

〒003-8612　札幌市白石区南郷通1丁目南８番１号

札幌市白石区市民部戸籍住民課

電話：011-861-2425

３　入札に付する事項

⑴　件名及び数量

白石区戸籍住民課デジタルモノクロ複合機借受　１台

⑵　借受物品の仕様等

仕様書による。

⑶　借受期間

　借受期間　令和７年10月１日（水）から令和12年９月30日（月）まで

ただし、本調達は、地方自治法第234条の３に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

⑷　借受場所

札幌市白石区市民部戸籍住民課

（札幌市白石区南郷通１丁目南８番１号　札幌市白石区複合庁舎１階）

⑸　入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

４　入札参加資格

入札に参加できるものは、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

⑴　地方自治法施行令第167条の４に規定する事項に該当しない者であること。

⑵　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

⑶　令和４～７年度の札幌市競争入札参加資格名簿において、業種が大分類「一般サービス業」の中分類「物品賃貸業」に登録があるもの。

⑷　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

⑸　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

⑹　入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア　資本関係

(ｱ)　親会社と子会社の関係にある場合

(ｲ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

(ｱ)　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ)　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第１項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

⑺　札幌市内に本店、支店又は営業所等の活動拠点を有していること。

５　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所及び問い合わせ先

上記２に同じ。

⑵　入札書の受領期限

令和７年８月25日（月）　15時00分（送付の場合は必着。）

⑶　入札書の提出方法

持参又は郵便での送付とする。

ア　持参による入札

入札書は別紙1の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和７年８月26日　11時00分開札[白石区戸籍住民課デジタルモノクロ複合機借受]入札書在中」の旨を記載し、上記２あてに上記５⑵に掲げる受領期限までに提出しなければならない。

イ　送付による入札

送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和７年８月26日　11時00分開札[白石区戸籍住民課デジタルモノクロ複合機借受]」の旨を記載し、上記２あてに上記５⑵に掲げる受領期限までに到達するよう送付しなければならない。

なお、ＦＡＸ、電子メールその他の方法による入札は認めない。

ウ　入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

⑷　同等品における入札について

同等品で入札を希望する場合は、下記アの提出期限までに、上記２の契約担当部署へ、同等・規格確認書（別紙３、写しでも可）及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることがわかる書類を提出し、契約担当部署の確認及び署名を受けること。また、入札書提出時に同等・規格確認書（原本）をあわせて提出すること。

ア　提出期限

令和７年８月13日（水）　15時00分（送付の場合は必着。）

イ　提出場所

(ｱ)　書面（持参又は送付）の場合

上記２に同じ

(ｲ)　電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「白石区戸籍住民課デジタルモノクロ複合機借受の質問」とすること。

メールアドレス：shiro.kosekisyomu@city.sapporo.jp

ウ　回答書の閲覧

令和７年８月19日（火）以降、上記２の契約担当部署にて閲覧に供するとともに、白石区ホームページに掲載する。

⑸　入札の無効

ア　本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ　札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

⑹　入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア　入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ　天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ　調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

⑺　代理人による入札

ア　代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（別紙２）を提出しなければならない。

イ　入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

⑻　開札の日時及び場所

日時：令和７年８月26日（火）　11時00分

場所：札幌市白石区南郷通1丁目南８番１号　白石区複合庁舎１階　戸籍住民課執務室内

⑼　開札

ア　開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状（別紙２）を提示しなければならない。

エ　入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、その場で再度の入札を行う。開札時に入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札者又はその代理人は再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

６　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金

免除する。

⑶　契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書）到達の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

⑷　落札者の決定方法等

ア　落札者の決定

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ　同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

⑸　入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

⑹　落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア　契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ　入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ　その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

⑺　免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書（別紙４）を提出しなければならない。

⑻　契約書の作成

ア　競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ　上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ　市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

⑼　契約条項

別紙５のとおり。

⑽　入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た時から10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア　提出場所

上記２に同じ。

イ　その他

提出は持参、郵送又はメールの送付とする。

メールの場合は、次のメールアドレスあてに送信すること。なお件名については、「白石区戸籍住民課デジタルモノクロ複合機借受（参加が認められなかった理由について）」とすること。

メールアドレス：shiro.kosekisyomu@city.sapporo.jp